

令和 年度減額免除等団体登録申請書（利用施設ごと）

武雄市教育委員会 様

武雄市立小中学校施設使用条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

令和 年 月 日

学 校 名	小学校・中学校		
使用施設	1. 屋内運動場（体育館） 2. 屋外運動場（グラウンド）		
団体名			
代表者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先	()	
団体構成員	人 数	人	
	うち市内在住の人数	うち 人（市内割合 %）	
活動の内容		入場料・参加料 の有無	有 ・ 無
		身体障害者手帳 等の有無	有 ・ 無
備 考			

【学校決裁】

校 長	教 頭	担 当
(学校受付印)		
意見		

【学校教育課決裁】

課 長	参 事	担 当
減免事由 ※裏面	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8	
使用料	1. 免除 2. 50%減額 3. 減免無し	

上記のとおり決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

武雄市教育委員会 教育長 印

※減免事由について

	減免基準	減免割合	備 考
1	市又は教育委員会が主催又は共催するとき	免除	後援の場合は対象外
2	市内の学校教育法第1条に規定する学校等が学校行事として利用するとき	免除	部活動は対象外
	学校等：保育園、認定こども園、専門学校（看護学校等）		
3	市内の行政区等が利用するとき	免除	
4	市の社会教育関係団体がその団体の行事として利用するとき	免除	
5	市民の自主的な文化活動、教育振興又はまちづくり活動のために利用するとき	免除	
6	市内の障がい者団体が利用するとき	免除	
	(1)「障がい者団体が利用するとき」に該当する類型 ① 認定団体 ② 認定団体の上部団体 ③ 指定事業所等 (2) 認定団体について ア 認定要件及び認定手続について「武雄市障がい者団体認定要綱」参照 イ 減免要件 利用目的：その団体の目的を達成するために必要な活動		
7	身体障害者手帳等の交付を受けている者が利用するとき	5割	
	(1) 「身体障害者手帳等の交付を受けている者が利用するとき」に該当する類型 ① 障がい者個人が使用する場合 ② 障がい者を含むグループ（複数名）で使用する場合 (2) 障がい者個人が使用する場合（上記(1)①）の要件について ・身体障害者手帳等の交付を受けている者及び当該者を介護する者1名が減免対象。 ・障害者基本法第24条の趣旨に鑑み、障がい者に市内居住要件は設けない。 (3) 障がい者を含むグループ（複数名）で使用する場合（上記(1)②）の要件について ・障害者基本法第24条の趣旨に鑑み、障がい者に市内居住要件は設けない。 ・利用目的：障がい者との交流活動や障がい者の支援に取り組む活動など、障がい者の自立及び社会参加を促進する活動を行うことを目的とした利用（障害者基本法第24条の趣旨に即した利用）		
8	上記に掲げるもののほか、市長（又は教育委員会）が特に必要と認めるとき	10割以内	

◎いずれの場合も、営利目的での使用は減免対象としない（「減免の承認を行う場合には、政策的な場合を除いて公益性・平等性により判断する」）

◎身体障害者手帳等を有する個人またはグループが申請を行う場合、身体障害者手帳等の提示を求め、その結果について意見欄に記載する。

◎詳細については下記資料を参照する。

- ・使用料減免基準ガイドライン
- ・武雄市障がい者団体の認定要綱
- ・武雄市社会教育関係団体の認定に関する要綱